

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



防犯対策

センサーライト補助金

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、予算額(40万円)の範囲内で補助金を交付します。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、平成24年4月1日から平成25年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とします。

※昨年度、既に補助金を受けた世帯は対象となりません。

補助金の額 センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、2000円を限度額とします。ただし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

申請方法

補助金の交付を申請

しようとする方は、センサーライト設置完了後3月末日までに次の書類を添えて申請してください。

・大治町防犯対策補助金交付申請書兼請求書

・領収書(購入品目や工事内容が確認できるもの)

・センサーライト設置前および設置後の写真

・申請者の銀行口座が確認できるものおよび印鑑

※申請書は総務課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

注意 センサーライトは人感等により自動で点灯および消灯する装置で、犯罪防止の効果があるものが補助対象となります。

申込・問合せ先 役場総務課
内線151

浄化槽の適切な維持 管理を行いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにするため、維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下したり、悪臭などが発生したりして、水質汚濁の原因に

なります。

維持管理は、①法定検査(水質検査など)②保守点検(点検・修理など)③清掃を行わなければならないと法律で定められています。適切な管理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めましょう。

①法定検査

・毎年1回行わなければならない。

・知事が指定した次の検査機関へ依頼してください。

社団法人愛知県浄化槽協会
☎(481)7160

②保守点検

・年3〜4回、定期的に保守点検を行わなければならない。

(浄化槽の種類により、点検回数が異なります)

・委託できる事業者については、次へお問合せください。

海部県民センター環境保全課
☎0567(24)2111

③清掃

・毎年1回以上、清掃しなければなりません。

・清掃業者は区域で指定していただきますので、お問合せください。

問合せ先

役場産業環境課

内線137・159

高齢者虐待を なくしましょう

近年、家庭や施設での高齢者虐待が表面化し、社会的な問題となつています。

高齢者虐待とは、高齢者の人としての尊厳を傷つける行為です。

虐待が起こる背景には、人間関係上の問題などさまざまな要因がありますが、認知症や寝たきりの方に対する「介護疲れ」など介護負担に関する割合も高くなつています。

家族の理解や地域の協力、介護サービスの利用などで虐待をみんなで防ぎましょう。

●これらは虐待です

- ・身体的虐待 殴る、つねる、蹴るなどの暴力、動かないように縛るなど
- ・介護・世話の放棄、放任
- ・必要な食事、入浴や排せつなどの世話をしない、必要な治療を受けさせないなど
- ・心理的虐待 怒鳴ったり、の

しつたりなどの言葉の暴力、無視して口をきかないなど

・性的虐待 同意のない性的接触や嫌がらせなど

・経済的虐待 必要な金銭を渡さない、使わせない、高齢者の年金や預貯金を勝手に使うなど

高齢者虐待は、必ずしもこれらのうちの一つが単独で発生するわけではなく、複数の虐待が同時に発生していることがありますので、虐待を受けていると思われる高齢者を発見したときは、左記へ連絡してください。

問合せ先 地域包括支援センター

☎(442)0857

役場 民生課 内線115

国民健康保険からの

お知らせ

●柔道整復師(接骨院・整骨院)

およびはり・きゅう・あんま・

マッサージ等の適正受診に

ご協力を!

医療費は皆さんから納めていただいている大切な保険税から支払われています。

柔道整復師や鍼灸師による施

術でも健康保険の対象となるものとならないものがあるため、健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。

保険医療の対象となるもの

○柔道整復師(接骨院・整骨院)

急性・外傷性の骨折、脱きゅう、打撲、ねんざおよび肉離れ等の挫傷

※施術を受けるときは次の点に注意してください。

・何が原因で負傷したのかを正しく伝える。

・病院との重複受診(同一の負傷による同時期の受診)はできません。はり・きゅうも同じです。

・「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名する。

○はり・きゅう

神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症など

○あんま・マッサージ

関節拘縮、筋麻痺などの症状 ※柔道整復師(接骨院・整骨院)の

骨折、脱きゅうおよびはり・きゅうの施術を保険医療で受けるときは、医師の同意書が必要となります。また、あんま・マッサ

ージの施術が長期間にわたる場合にも、定期的に医師の診断および同意書が必要となります。

保険医療の対象とならないもの (全額自己負担)

○柔道整復師(接骨院・整骨院)

・日常生活からくる疲れや肩こり、腰痛など

・スポーツなどによる肉体疲労・筋肉痛の改善

・脳疾患後遺症などの慢性病

・神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)

・加齢による腰痛や五十肩の痛み

・交通事故の場合
・業務上の負傷の場合

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

共同募金へのご協力

ありがとうございました

アオキスーパー大治店・大治南店、ピアゴ大治店、スーパーマルケイ、スギヤマ薬品、ブックオフ大治店、酒のすぎた大治店の各店舗で12月1日に街頭募金を実施したところ、18万1551円もの募金をいただくことができました

た。

また、10月1日から12月31日の期間中にいただきました募金総額は、255万5663円でした。ご協力ありがとうございました。

問合せ先 共同募金委員会(社会福祉協議会内)

☎(442)0990

日本年金機構からのお知らせ 「気になる年金記録、 再確認キャンペーン」

年金記録問題の解決に向けて、これまで日本年金機構から「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてきました。

しかし、いまだ約2200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に漏れや誤りがあるので、心配のある方は、中村年金事務所にご相談ください。

問合せ先 中村年金事務所

☎(451)3485

身に付けよう応急手当 上級救命講習

とき 2月24日(日)午前8時30分～午後5時15分

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

内容

- ・成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法
- ・小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法
- ・大出血時の止血法
- ・傷病者管理法
- ・外傷の手当て
- ・搬送法

定員 15名

費用 無料

受付期間 2月4日(月)～17日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部・消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みの受付はできません。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp/>

2月1日(金)～28日(木) 「家庭の日」県民運動 強調月間

県では、子どもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえて触れ合いを深めていくための日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」、2月を「家庭の日」県民運動の強調月間とし、その普及と啓発に取り組んでいます。

家族みんなが楽しく過ごせる家庭をつくりましょう。

お父さん、お母さん、子どもが持っている良さや個性を認め、あげていますか。

家族団らんの時間を持って、子どもの話に耳を傾け、対話をしましょう。

家庭生活の約束事やルールはつくっていますか。

家庭は子どもにとって良い生活

募集



児童クラブ指導員

募集人員 若干名

資格 健康で子どもと遊ぶのが好きな方(資格者優遇)

勤務日 月～土曜日※祝日を除く

勤務時間

・平日 児童の下校時刻～午後6時15分

・土曜および学校休業日 午前7時30分から午後6時15分までのうちの5～7時間以内

選考方法 書類および面接

提出書類 履歴書、資格を有する場合の資格証の写し

提出期限 2月23日(土)

採用日 4月1日(月)

勤務地 東部、西部、南部児童クラブのいずれか

賃金 時給840円以上(資格者優遇)

提出・問合せ先 社会福祉協議会 ☎(442)0990

愛知県消費生活

モニター

県では、消費者を取り巻くさまざまな問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

主な仕事

- ・日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの観察・通報
- ・アンケートへの回答(年一回程度)
- ・生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合のみ)
- ・消費者行政に関する意見・要望の提出
- ・地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供

・研修会(年一回の予定)への出席
応募資格 県内にお住まいの満20歳以上の方 ※公務員、公職選挙法による公職者を除く。

任期 依頼した日から平成26年3月31日

謝礼 年額3500円以内(予定)

募集期限 2月20日(水)まで(消印有効)

応募方法 市区町村役場、各県民生活プラザで配布する所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

応募用紙は県ホームページにも掲載します。

申込・問合せ先

・県県民生活課

☎(954)6163

FAX(972)6001

・海部県民生活プラザ

☎0567(24)2500

HP <http://www.pref.aichi.jp/>

kennin/shohiseikatsu/monitor/

お願い



医療費は大切に

使いましょう

医療費は年々増加しています。今のまま増え続けると、国民健康保険制度そのものを維持することが困難になり、保険税の値上げにもつながります。

医療費は、医療機関のかかり方、生活習慣病予防、健康管理等に注意することで節約もできます。日ごろから健康に関心を持って医療費を有効に使い、節約に努めましょう。

◎日ごろから病気の予防や健康づくりに努めましょう!

医療費増加の最大の予防法は健康づくりです。

まずは、毎日の生活習慣を見直し、十分な睡眠・栄養・適度な運動に努め、しっかりと自己管理することから始めましょう。

◎健康診断を受けましょう!

健康診断は、自分の健康状態を知るうえでとても重要です。もし病気を早期発見できれば、その分治療も早く済みます。

年に一度は健康診断を受けましょう。

◎かかりつけ医を持ちましょう!

日ごろから地元で信頼できるかかりつけ医を決めておくと、病歴や体質などを把握してくれてるので、治療効果も上がります。ベッド数200床以上の大きな病院では、紹介状なしで受診すると初診料に特別料金が加算されるので、余計な医療費を支払うことになってしまいます。まずはかかりつけ医に診てもらい、大病院での治療が必要であれば紹介状を書いてもらいましょう。

「大きな病院ほど安心」な気がします。大病院は待ち時間も長いので時間の無駄になることも。病気によってかかりつけ医と大病院をうまく使い分けるのがポイントです。

◎重複受診はやめましょう!

一つの病気で複数の医療機関にかかることを「重複受診」といいます。

病院を変えれば、また初診から始まり、同じような検査をいたずらに繰り返すだけで医療費の

無駄につながります。

また、注射や投薬、検査、処置などの繰り返しは、体にも負担がかかり、かえって健康を害することにもなります。

一貫した治療を受けるためには重複受診はやめて、かかりつけのお医者さんにかかりましょう。

●薬は用量・用法を理解し、正しく使いましょう！

お医者さんの指示に従い、薬の適切な用量・用法を守ってこそ効果があります。自分の判断で量を加減したり中止したりすると、薬が効かなくなったり、体にも悪影響を及ぼしたりする場合があります。薬は正しく使いましょう。

●時間外・休日受診はなるべく避けましょう！

診療時間外や休日の診療は、本来の診療費のほかに、割増料金が加算されます。

緊急の場合などのときはやむを得ませんが、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

相談



人権・行政相談

毎月第2火曜日に開設している人権・行政相談が2月は第2水曜日に変更になります。

とき 2月13日(水)午後1時～3時

ところ 公民館 2階 和室

問合せ先 役場 民生課

内線165・168

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を次の日程で行います。なお、相談は事前に予約が必要です。また、相談時間は一件25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守します。お気軽にお申し込みください。

とき 2月26日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター

1階 相談室

定員 4件(要予約)

申込・問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

※心配ごと相談も、第1・3火曜日の午後2時～4時に開設しています。あわせてご利用ください。

心配ごと直通電話

☎(442)7793

愛知県司法書士会 相続相談会・

市民公開講座

とき 2月2日(土)午前9時30分～午後3時30分

ところ 津島市文化会館

内容 相続全般・遺言等に関する相談

日程等

・面接相談(原則予約制)

1階 研修室

午前9時30分～午後3時30分

・電話相談

☎0567(23)0931

※当日午後3時30分までのみ有効の電話です。

・市民公開講座「よく分かる相続と遺言」2階会議室

午後1時～2時30分

予約受付時間 平日午前10時～

午後3時

予約・問合せ先 田中司法書士事務所

☎080(3546)3624

スポーツ



体育協会主催 柔道教室

とき

① 2月24日(日) 3月10・24・31日(日) 午前10時～正午

② 3月3日(日) 午後1時～3時

ところ スポーツセンター・中学校 柔剣道場

対象 町内在住・在勤で5歳以上の方

指導者 財団法人日本体育協会 公認スポーツ指導員(柔道コーチ)

全日本柔道連盟公認指導員

指導内容 柔道の基本動作

参加費(傷害保険料を含む) 400円

申込期間 2月1日(金)～17日(日)

(日)

その他 女性の方は、柔道衣の下に着るTシャツを用意してください。

※教室開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任は傷害保険の範囲内とします。

問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

催し



認知症サポーター

養成講座

認知症について勉強し、だれもが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。

まずは、認知症を知ることから始めましょう。

とき 2月16日(土)午前10時～11時30分

ところ ハツ屋防災コミュニティセンター 1階第1多目的ホール

内容

・認知症の症状

- ・認知症の診断、治療、予防
- ・接するときの心構え
- ・家族の気持ちの理解
- ・サポーターとは など

参加費 無料

※申込不要。認知症に関心のある方はどなたでも参加できます。

問合せ先 地域包括支援センター

☎(442)0857

役場 民生課 内線115

福祉講演会

とき 3月2日(土)午後1時30分～3時

ところ 総合福祉センター

3階多目的ホール

演題 人生とは？力士たちの生きざまに学ぶ

講師 日本福祉大学 生涯学習

センター長 客員教授(元NHK

アナウンサー) 杉山 邦博氏



参加費 無料 ※どなたでも自由に聴講ください。

問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

海部歴史研究会講演会

「海部地域の

地震災害に学ぶ」

東日本大震災以降、私たちの住む地域で起こり得る地震の規模や被害想定の見直しが進み、その対策が検討されています。この地域で発生した過去の地震とその被害状況の歴史を学び、地震の備えを考える一助としてみませんか。

とき 2月17日(日)午後1時30分～4時30分(午後1時開場)

ところ 津島市文化会館小ホール

内容

- ・震度7の恐怖―海部・津島の地層と地盤災害―

講師 森 勇一氏

(金城学院大学薬学部講師)

・「濃尾地震の被害状況とその教訓」

講師 西澤 泰彦氏

(名古屋大学大学院環境学研

究科准教授)

定員 240名(申込不要)

参加費 無料

問合せ先 津島市教育委員会

社会教育課 生涯学習グループ

☎0567(24)1111

第7回地域医療と健康生活を
守るためのシンポジウム

～みんなで取り組む

地域医療づくり～

海部地域の医療を守り育ていくために何をすべきか、何ができるかを、いっしょに考えてみませんか。

とき 2月9日(土)午後1時30分～3時30分

ところ

弥富市総合社会教育センター 中央公民館ホール

講演(予定)

「賢い患者になりましょう！

あなたがいのちの主人公」

講師 山口 育子氏(NPO法人

ささえあい医療人権センター C O M L(コムル)理事長)

定員 200名 ※参加自由で申込は不要です。

問合せ先 海南病院総務課

☎0567(65)2511

あま市民病院事務局

☎(444)0050

津島市民病院 地域医療連携室

☎0567(28)5151